

国立大学法人東京学芸大学定年退職等再雇用職員等給与規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 23 号

改正（施行） 平 17 則 21（17. 12. 1）
平 18 則 5（18. 4. 1）
平 19 則 12（19. 4. 1）
平 20 則 2（20. 1. 10）
平 20 則 12（20. 4. 1）
平 21 則 14（21. 3. 31）
平 21 則 22（21. 6. 1）
平 21 則 34（21. 12. 1）
平 22 則 25（22. 12. 1）
平 24 則 5（24. 4. 1）
平 24 則 9（24. 7. 1）
平 24 則 16（24. 9. 28）
平 26 則 9（26. 12. 18）
平 27 則 8（27. 4. 1）
平 28 則 3（28. 3. 3）
平 29 則 2（29. 2. 2）
平 30 則 3（30. 2. 8）
平 31 則 6（31. 2. 7）
令 3 則 12（3. 4. 1）
令 3 則 24（3. 6. 28）
令 4 則 21（4. 6. 7）
令 6 則 10（6. 3. 14）
令 6 則 19（6. 4. 1）
令 6 則 34（6. 9. 26）
令 7 則 4（7. 1. 23）
令 8 則 5（8. 3. 12）
令 8 則 12（8. 4. 1）

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。）第 3 条第 5 号に規定する定年退職等再雇用職員（以下「再雇用

職員」という。)及び同条第7号に規定するシニア雇用教諭の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の区分)

第2条 再雇用職員及びシニア雇用教諭の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、外部資金獲得手当及び幼稚園教員手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(俸給)

第3条 俸給表の種類は、別表第1のとおりとする。

2 俸給表に定める級の分類については、その者の職務に応じ、常勤職員の例に準じて定められたものを適用するものとする。

(諸手当)

第4条 第2条第2項に定めるもののうち、義務教育等教員特別手当以外の諸手当については、常勤職員の例に準じて支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額については、常勤職員の例にかかわらず別表第2のとおりとする。

(賞与)

第5条 期末手当は、常勤職員の例に準じて支給する。

2 前項に定める期末手当において、その支給率については、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則(平成16年規則第8号。以下「職員給与規則」という。)第36条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」と読み替えて適用するものとする。

3 勤勉手当は、常勤職員の例に準じ、学長が定めるその者の勤務成績に応じて支給する。

(その他)

第6条 給与の支給その他この規則に定めのない事項については、常勤職員の例に準ずるものとする。

2 前項により難しい場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則(平20則2)

この規則は、平成 20 年 1 月 10 日から施行し、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平 21 則 14）

この規則は、平成 21 年 3 月 31 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21 則 34）

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 5 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、平成 21 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	「100 分の 150」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 130」とあるのは「100 分の 75」と読み替えて適用するものとする。	「100 分の 150」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 130」とあるのは「100 分の 70」と読み替えて適用するものとする。
第5条第4項	「100 分の 70」とあるのは「100 分の 35」と、「100 分の 90」とあるのは「100 分の 45」と読み替えて適用するものとする。	「100 分の 70」とあるのは「100 分の 40」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 50」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平 24 則 9）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、給与の支給については、平成 24 年規則第 8 号の例に準ずるものとする。

附 則（平 26 則 9）

この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平 27 則 8）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける再雇用職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける再雇用職員（前項に規定する再雇用職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該再雇用職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平 28 則 3）

この規則は、平成 28 年 3 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 29 則 2）

この規則は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 30 則 3）

この規則は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 30 則 13）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京学芸大学定年退職等再雇用職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 8 号）附則第 2 項中「当分の間」とあるのは、「平成 30 年 3 月 31 日までの間」とする。

附 則（平 31 則 6）

この規則は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3 則 12）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令 3 則 24）

この規則は、令和 3 年 6 月 28 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 4 則 21）

この規則は、令和 4 年 6 月 7 日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令 6 則 10）

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年 12 月期に支給する期末手当に関する改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 68.75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 58.75」とあるのは「100 分の 60」とする。

附 則（令 6 則 34）

この規則は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令7則4）

- 1 この規則は、令和7年1月23日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と読み替えるものとする。

附 則（令8則5）

- 1 この規則は、令和8年3月12日から施行する。ただし、この規則の施行日に在職する職員については、令和7年12月1日から適用する。
- 2 令和7年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

この表は、自動車運転手、調理師、守衛、用務員、農業作業員に適用する。

教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	248,900	298,500	309,800	332,500	419,500

この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教に適用する。

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

- この表は、附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級であるものの俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

- この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級であるものの俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

この表は、附属学校に勤務する栄養士に適用する。

医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
俸給月額	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第2（第4条第2項関係）

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	8,000	9,700	11,300	12,800	16,300